

(3) 税金や保険料等の減免・猶予

国民健康保険税を減免します



総務部税務課 ☎22-1121
各総合支所市民サービス課

◆対象となる世帯は

国民健康保険に加入している世帯で、次のいずれかに該当する世帯

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯（り患世帯）
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する世帯（減収世帯）
 - ◇世帯主の令和4年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）のいずれかの減少額が、前年のその収入の30%以上であること。
 - ◇世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること。

◆申請期間は 令和5年3月31日まで

◆減免割合は

世帯主の前年合計所得	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	10/10	8/10	6/10	4/10	2/10

※新型コロナウイルスの影響により、世帯主が失業又は事業を廃止した場合には、前年合計所得に関わらず、10/10の減免割合が適用されます。

◆減免の対象となる国民健康保険税

	普通徴収	特別徴収
令和4年度	1期～10期	4月～翌2月

◆申請に必要なもの

申請書、以下の事実が確認できる書類（写し可）

【り患世帯の場合】

◇医師の診断書、死亡診断書など

【減収世帯の場合】

- ◇事業の内容が分かるもの（登記簿謄本など）
- ◇昨年の収入が分かるもの（給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えなど）
- ◇令和4年1月から申請する月までの収入が分かるもの（給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など）

【事業等の廃止・失業した世帯の場合】

◇世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の廃止や失業したことが分かるもの（退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届など）

後期高齢者医療保険料を減免します



市民生活部健康推進課 ☎22-0370
各総合支所市民サービス課

◆対象となる方は

後期高齢者医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った方
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する方
 - ◇世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）のいずれかの減少額が、前年の事業収入等の額の30%以上であること。
 - ◇世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

◆申請期間は

令和5年3月31日まで

◆減免割合は

左記の1に該当する場合は全額減免、左記の2に該当する場合は世帯主の前年の合計所得等により、2割～10割減免※

※前年の合計所得による減免割合は「国民健康保険税の減免」の表と同様です。

◆減免の対象となる後期高齢者医療保険料

	普通徴収	特別徴収
令和4年度	1期～9期	4月～翌2月

（納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるもの）※過随期分含む

◆申請に必要なもの

申請に必要な書類は「国民健康保険税の減免」と同様です。

◆徴収猶予

減免対象者のうち、納期限の変更で納付が可能と認められた場合に申請が行えます。